

◆マイナンバーカード臨時窓口

とき ① 12月4日(日) ② 12月11日(日) いずれも午前8時30分～正午
ところ 市民課 (来庁の際は本館東側出入り口をご利用ください)

要予約 マイナンバーカードの受け取り

定員 30人程度 (先着順)

予約方法 電話または窓口 (代理人可)

※マイナポイントの申し込みをする人はキャッシュレス決済サービスの情報、口座情報が分かるものが必要です。

予約不要 顔写真撮影(無料)、マイナンバーカードの申請サポート



◆マイナンバーカード出張申請

とき	ところ
12月12日(月)～16日(金) 午前11時～午後3時	ユニバース十和田東店
12月19日(月)～23日(金) 午前11時～午後3時	イオンスーパーセンター十和田店

◆臨時窓口、出張申請いずれも

必要な物 本人確認書類 (免許証、または保険証と診察券の2点など)

※15歳未満の人は同じ世帯の法定代理人も同伴してください。

※当日は他の業務は行いません。

☎市民課 ☎ 51-6755

◆マイナポイントの申し込み支援実施中! (令和5年2月末まで)

申請支援を市役所本館1階エントランスホールで実施しています。

◆マイナポイントをもらうときの注意事項 (よくあるお問い合わせ)

①一度もチャージしたことがない、または長年使用していないカードの場合、マイナポイント申請時に登録処理でエラーになる場合があります。

(解決方法: 申請前に店舗で少額のチャージをする)

②申請前のチャージはマイナポイントの対象外です。

③ポイントの受け取りのために店舗での端末操作が必要な場合があります。

④国の制度上、一度選択したキャッシュレス決済の種類の変更はできません。

※詳しくはお問い合わせください。

☎情報政策課 ☎ 51-6711



令和4年度
十和田市子育て世帯臨時特別給付金の申請はお済みですか

対象 令和4年9月30日に本市に住所を有し、次のいずれかに該当する人 ▶ 令和4年9月分の児童手当の受給者のうち公務員の人 ▶ 平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれの児童 (高校生など) のみを養育する人

所得要件 令和4年度の所得が児童手当と同様の所得制限限度額内であること

給付額 児童一人当たり2万5千円

申請期間 12月28日(木)まで

▶ 平日: 午前8時30分～午後5時15分 (12月5日(月)～9日(金)は午後7時まで延長) ▶ 休日: 12月11日(日)午前9時～午後4時

持ち物 ▶ 申請者名義の受け取り口座を確認できる書類の写し ▶ 申請者の本人確認ができる書類 ▶

【公務員のみ】 令和4年9月分の児童手当を受給していることが分かる書類

☎子ども支援課 ☎ 51-6717

◆マイナンバーカード提示で市街地循環バスなどが無料になります!



市街地循環バスおよび西地区シャトルバスを利用する際、マイナンバーカードを提示すると料金が無料になります。

降車する際にマイナンバーカードを運転手に提示してください。

実施期間 12月1日～令和6年3月31日

(変更になる場合があります)

☎政策財政課 ☎ 51-6710



市街地循環バス・西地区シャトルバス運休情報



詳しくはQRコードからご覧ください▶



※年末年始の運休日

12月29日～1月3日

【有料広告欄】 「広報とわだ」に広告を掲載しませんか。申し込み先 総務課広報男女参画係 ☎ 51-6702

「YAHOO! 防災速報」を活用して緊急情報 (避難情報など) を配信しています

登録すると、災害時の本市の状況などが自動配信されます

📢 **今すぐアプリをダウンロード!**



災害の情報をいち早くお知らせ <http://amg.yahoo.co.jp>

十和田市
安全・安心
メール

📧 **駒らん情報めーる**



十和田市のイベント情報、災害時の避難所の情報、気象情報などをタイムリーに携帯電話やパソコンにお届けするメール配信サービスです。登録は無料です!

★登録方法はこちら!



- ①左のQRコードから空メールを送信
※または anzenjoho@info-towada.jp に空メールを送信
- ②案内メールにしたがって登録